

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(千葉県指定第 1270905324)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設は、要介護認定の結果「要介護 1 から要介護 5」と認定された方が対象となります。
要介護 1、2 の方に関しては、特例措置としての対応をする場合があります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	20
7. 残置物引取人	21
8. 苦情の受付について	21

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神 1620
- (3) 電話番号 0476-97-0100
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成6年8月15日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設 (平成23年5月1日指定 1270905324号)
- (2) 施設の目的
利用者の立場に立った処遇を第一に考え心身における健康の維持と生活の質の向上を個別に目指し、人的資源を含めた社会資源を利用しつつ、在宅復帰を目指した個別処遇を行う。
- (3) 施設の名称
特別養護老人ホームプレーゲ船橋
- (4) 施設の所在地
〒274-0054 千葉県船橋市金堀町195
- (5) 電話番号
047-410-8611
- (6) 施設長（管理者）
氏名 清水 ゆり恵
- (7) 当施設の運営方針
社会福祉法人六親会は、福祉サービスを必要とする者の社会的諸活動を援助し、地域における福祉サービスの総合的提供や、社会福祉を目的とする事業の広範囲且つ計画的な実施を図り、保健医療などの施策との連携を保ちながら老人福祉の拠点として、地域福祉に寄与していくことを方針として掲げる。運営においては、関係法令を遵守し、運営する財源の適切な執行を考え、組織体制の強化を図ることに努める。また、サービスの質の向上を目指し、老人福祉法の理念を実現することを目的とし、次に述べる四項目を運営方針として掲げる
[1] 個人の尊重 [2] 利用者の処遇 [3] 職員の資質向上 [4] 地域福祉の拠点
- (8) 開設年月
平成23年5月1日
- (9) 入所定員
90人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

入居される居室は、すべて一人部屋です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室 (1 人部屋)	90 室	ベッド、床頭台、洗面台、収納棚
共同生活室	10 室	テーブル、イス、ソファ、テレビ
浴 室	9 室	機械浴、リフト浴、機械個室、車椅子浴他
医務室	1 室	
研修センター	1 室	
地域交流室	1 室	
保育室	1 室	

(2) 居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1 名 (うち常勤職員 1 名)
2. 介護職員	3 1 名以上
3. 生活相談員	1 名以上 (うち常勤職員 1 名以上)
4. 看護職員	3 名以上 (うち常勤職員 1 名以上)
5. 介護支援専門員	1 名 (うち常勤職員 1 名以上)
6. 医師 (嘱託医師)	1 名
7. 管理栄養士	1 名以上 (うち常勤介護職員 1 名以上)

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週 1 回
2. 相談員	日中：08：30～17：30 1 名以上
3. 介護職員	昼間については、ユニットごとに常時 1 名以上 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 名以上
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 2 名以上
5. 管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：08：30～17：30 1 名以上

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設がご契約者に対して提供するサービスについては「利用料金が介護保険から給付される場合」と「利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当施設では管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご契約者の希望により居室での食事も提供いたします。
- ・食事の提供時間は、下記の範囲内で提供させていただきます。

（食事時間）

朝 食 7 : 4 5 ~

昼 食 1 2 : 0 0 ~

夕 食 1 8 : 0 0 ~

- ・食事内容及び時間の変更を希望されるご契約者は、ご相談に応じます。

② 入 浴

入浴の形態は、一般浴・リフト浴・車椅子浴・機械浴、機械個浴他

- ・入浴は、ご契約者の身体の状況にあわせた形態で入浴していただきます。
- ・入浴又は清拭は、ご契約者の健康状態を配慮し対応させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・年 1 回ご契約者に健康診断を行います。
- ・医師や看護職員が、随時健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び居住費をお支払いください。食費及び居住費に関しましては『介護保険負担限度額認定証』が発行されているご契約者については、記載されている「食費の負担限度額」及び「居住費又は滞在費の負担限度額の金額」となります。

＜介護保険の自己負担額＞

介護福祉施設サービス費 I (ユニット型個室)

要介護度	基本利用単位	サービス利用料金	利用者負担 (1割負担分)	利用者負担 (2割負担分)	利用者負担 (3割負担分)
要介護1	670 単位	7061 円	706 円	1412 円	2118 円
要介護2	740 単位	7799 円	779 円	1559 円	2339 円
要介護3	815 単位	8590 円	859 円	1718 円	2577 円
要介護4	886 単位	9338 円	933 円	1867 円	2801 円
要介護5	955 単位	10065 円	1006 円	2013 円	3019 円

※介護保険の地域区分に沿って、船橋市(4等級)は1単位につき10,54円をかけて料金を算出しております。利用日数により多少差額が生じますのでご了承下さい

＜食費・居住費(ユニット型個室)の1日の負担限度額＞

対象者		食費	居住費
第1段階	・本人および世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者、生活保護の受給者、境界層該当者 ・資産と預金合計など 単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	300 円	880 円
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が80万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下	390 円	880 円
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が80万円以上120万円以下である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下 ・市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	650 円	1,370 円
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と課税年金、非課税年金収入額の年額が120万円以上である人 ・境階層該当者 ・資産と預金合計など 単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下 ・市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	1,360 円	1,370 円
第4段階	・第1段階から第3段階のいずれにも該当しない人	1,643 円	2,536 円

＜その他の利用料金について＞

※下記の加算については当法人の職員の勤務体制が整った場合に別途いただきます。

なお、端数処理の関係からいただく金額は若干変更になります。

・協力医療機関連携加算 …100単位／月(令和7年3月31日まで)

…50単位／月(令和7年4月1日以降)

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていること。協力医療機関が書きの①～③の要件を満たす。

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している
- ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している
- ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。

※上記以外の協力医療機関と連携している場合…5単位／月

・高齢者施設等感染対策向上加算(I)…10単位／月

- ① 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。
- ② 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- ③ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

・高齢者施設等感染対策向上加算(II)…5単位／月

診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に関わる届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

・新興感染症等施設療養費 …240単位／日

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

・業務継続計画未実施減算 …所定単位数の3％／日を減算

以下の基準に適合していない場合。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計

画)を策定すること

- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防および蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

・**高齢者虐待防止措置未実施減算 … 所定単位数の1%／日を減算**

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

・**身体拘束廃止未実施減算 … 所定単位数の10%／日を減算**

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その対応および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

・**安全管理体制未実施減算 …5単位／日減算**

運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合

・**ユニットケアにおける体制が未整備である場合 …所定単位数の97%を算定**

以下の基準を満たさない場合

- ① 日中においては、ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する
- ② ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する

・**認知症チームケア推進加算(Ⅰ)…150単位／月**

- ① 施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上
- ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に関わる専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了したものを1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること
- ③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく

値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを組んでいること

- ④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可

・認知症チームケア推進加算(Ⅱ)…120単位／月

(Ⅰ)の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可

・日常生活継続支援加算(Ⅱ)…46単位／日

入所者の総数のうち、①、②、③のいずれかと、④が該当すること。

①前12カ月における新規入所者総数のうち、要介護4若しくは要介護5の方の割合が70%以上

②前12カ月における新規入所者総数のうち、介護を必要とする認知症入所者(日常生活自立度Ⅲ以上)が65%以上

③喀痰吸引、経管栄養を必要とする入所者の占める割合が15%以上

④④介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

⑤テクノロジーを活用して複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフトなどのICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。

・看護体制加算(Ⅰ)ロ…4単位／日

常勤の看護師を1名以上配置している場合

・看護体制加算(Ⅱ)ロ…8単位／日

看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25名またはその端数を増すごとに1名以上(4名)配置し、看護職員が24時間の連携体制を確保している場合

・夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ…18単位／日

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員(3名)に1名を加えた数(4名)以上の数の介護職員を配置している場合

・個別機能訓練加算Ⅰ…12単位／日

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語療法士、

看護職員、柔道整復士又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合

・個別機能訓練加算Ⅱ…20単位／月

個別機能訓練計画の内容などの情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

・個別機能訓練加算Ⅲ…20単位／月

個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱおよび栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに降雨空の健康状態および栄養状態に監査する情報を相互に共有し、個別機能訓練計画の見直しを行い関係職種間で共有していること。

・栄養マネジメント強化加算…11単位／日

- ① 管理栄養士が利用者の人数50人に対して1人(給食管理を行っている場合は70人に対して1人)以上配置されていること。
- ② 低栄養状態のリスクが高い利用者に対して、専門職(医師、管理栄養士、看護師など)が週3回以上の食事の観察(ミールラウンド)を行い入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施する。
- ③ 低栄養上田尾のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。
- ④ 利用者ごとの栄養状態の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

・精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合…5単位／日

入所者の3分の1以上が認知症であること、及び精神科医師による月2回以上の定期的な療養指導を受けている場合

・認知症専門ケア加算(Ⅰ)…3単位／1日

- ① 入所者のうち、日常生活に支障をきたすおそれがある病状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が50%以上であること。
- ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、認知症者数が20名ごとに1名以上配置し、チームとして認知症ケアを実践し会議を定期的開催していること。
- ③ 当該施設の従事者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に関わる会議を定期的実施していること。

・認知症専門ケア加算(Ⅱ)…4単位／日

加算Ⅰの基準のいずれにも適合し、認知症介護の指導に係る専門的研修を修了している職員又は認知症ケアに関する専門性の高い看護師を更に1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合で、更に介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合。しかし「認知症専門ケア加算(Ⅰ)」を算定している場合は算定しない。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)…22単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…18単位／日

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合

・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…6単位／日

以下のいずれかに該当すること

- ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である
- ② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である
- ③ 利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数が7年以上働いている職員が30%以上である

※サービス提供体制強化加算に関しては、日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない

・生活機能向上連携加算(Ⅰ)…100単位／月

- ① 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問して、機能訓練指導員等と共同し入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っていること。
- ② 個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

・生活機能向上連携加算(Ⅱ)…200単位／月

※個別機能訓練加算を算定している場合は、(Ⅰ)は算定不可とし、(Ⅱ)とする。

・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)…40単位／月

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)…50単位／月

入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、疾病状況や服薬情報その他心身の状況に係る基本情報を厚生労働省に提出していること。また必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたり上記の情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

※データ提出頻度について、少なくとも「3月に1回」に見直す。

・自立支援促進加算…280単位／月

以下の要件を満たすこと

イ、医師が入所者ごとに入所時から3月毎に自立支援の為の医学的評価を行い自立支援に係る支援計画の策定に参加していること。

ロ、イの結果、特に自立支援のための対応が必要であるもの毎に医師・看護師・介護職員・介護支援専門員・その他の職種が共同で支援計画を策定、ケアを実施。

ハ、3月に一回の支援計画の見直しを行っている。

二、評価や結果などを厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

・ADL維持等加算(Ⅰ)…30単位／月

下記の要件すべてに該当する場合

① 6月以上入所している利用者が10人以上いること

② すべての利用者に、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、バーセルインデックスのADL値を、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること

③ ②のADL値の6月ごとの評価を比較し上位・下位それぞれ1割の人数を引いた利用者のADL利得を平均して得た値が1以上であること

・ADL維持等加算(Ⅱ)…60単位／月

加算(Ⅰ)の①と②を満たし、評価対象者等の③の要件のADL利得を平均して得た値が3以上であること。

・安全対策体制加算…20単位／回

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。※入所時に1回のみ算定

・生産性向上推進体制加算(Ⅰ)…100単位／月

① (Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。

② 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること

③ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること

④ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ(※1)の提出を行うこと

・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)…10単位／月

① 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること

② 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること

③ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータ(ア～イ)の提出を行うこと

(※1)ア. 利用者のQOL等の変化(WHO-5)

- イ. 総業務時間および当該機関に含まれる超過勤務時間の変化
- ウ. 年次有給休暇の取得状況の変化
- エ. 心理的負担等の変化(SRS-18 等)
- オ. 機器の導入における業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化

・介護職員処遇改善加算…所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

- ① 介護職員処遇改善加算Ⅰ…各種加算により算定した単位数の 8.3%に相当する単位数
- ② 介護職等特定処遇改善加算(Ⅰ)…各種加算により算定した単位数の 2.7%に相当する単位数
- ③ 介護職等ベースアップ等支援加算…各種加算により算定した単位数の 1.6%に相当する単位数

<2024 年6月から以下の通り変更>

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の 14.0%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の 13.6%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)所定単位数の 11.3%を加算
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)所定単位数の 9.0%を加算

下記の加算については該当するご契約者のみとなります。またご利用金額は利用者自己負担金額(1割分)となります。

・退所時情報提供加算…250単位/回

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、縫う書写等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等 1 人につき 1 回につき 1 回に限り算定する。

・若年性認知症入所者受入加算…120単位/日

若年性認知症入所者に対してサービスを行い担当職員を定めた場合。

・口腔衛生管理加算(Ⅰ)…90単位/月

- ① 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生当の管理に係る計画が作成されていること。
- ② 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行なうこと。
- ③ 歯科衛生士が、当該入所者に関わる口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言および指導を行うこと。
- ④ 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

・口腔衛生管理加算(Ⅱ)…110単位/月

加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に関わる計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の管理を適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・療養食加算…6単位／毎食時(1食)

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき。1日3回を限度

・初期加算…30単位／日

入所した日から起算して30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再び入所した場合の料金

・外泊時加算…246単位／日

ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく料金
(契約書第18条、第21条参照)

・経口移行加算…28単位／日

経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合。

※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定ができない。

・経口維持加算Ⅰ…400単位／月

医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入居者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の接種を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合に算定する。ただしこの場合において、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定しない場合は算定しない。

・経口維持加算Ⅱ…100単位／月

協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入居者の傾向による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。

・看取り介護加算Ⅰ… 72単位／日(死亡日の31日以上45日以下)

144単位／日(死亡日の4日以上30日以下)

680単位／日(死亡日の前日及び前々日)

1, 280単位(死亡日)

入居者について看取り介護を行った場合。ただし退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。常勤の看護職員を1名以上配置し、看護職員により又は病院もしくは指定看護訪問看護ステーションの看護職員と連携により24時間連絡できる体制を確保していること。看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はそのご家族に対して、内容を説明し同意を得

ていること。医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。看取りに関する職員研修を行っており、看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮が行われていること。

・在宅復帰支援機能加算…10単位／1日

在宅復帰をされる場合に、入所者の家族との連絡調整を行っていること、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合

・在宅・入所相互利用加算…40単位／1日

在宅生活を継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員がご契約者に関する情報交換を十分に行ないつつ、複数のご契約者が在宅期間及び入居期間(入所期間については3月を限度)を定めて、介護老人福祉施設の居室を計画的に利用する場合。

・退所前訪問相談援助加算…460単位／回

入所期間が一月を超えると見込まれるご契約者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該ご契約者が退所後生活する居宅を訪問し、当該ご契約者及びそのご家族等に対して退所後の居宅サービスその他の保健医療、福祉サービスについて相談援助を行なった場合に、入所中1回(入居後早期に退所前相談援助の必要があると認められるご契約者にあたっては2回)を限定として算定

・退所後訪問相談援助加算…460単位

入所後30日以内に当該ご契約者の居宅を訪問し、当該ご契約者及びそのご家等に対して相談援助をおこなった場合に退所後1回を限度として算定。退所後、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、入所者の同意を得て施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合も同様に算定する

・退所時相談援助加算…400単位

退所時相談援助の内容は、次のようなものがあります。

- ① 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における生活に関する相談援助
- ② 退所するご契約者の運動機能及び日常生活活動動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
- ③ 家屋の改造に関する相談援助
- ④ 退所するご契約者の介助方法に関する相談援助

・退所前連携加算…500単位

入居期間が一月を超えご契約者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該ご契約者の退所に先立って当該ご契約者が利用を希望する指定居宅介護事業に対して、ご契約者の同意を得て、ご契約者の介護状況を示す文書を添えてご契約者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、指定居宅介護支援事業者と連携して対処後の

居宅サービスの利用に関する調整を行なった場合に1回を限度として算定する

・認知症行動・心理症状緊急対応加算…200単位

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断された場合に、入所した日から起算して7日を限度として加算

・排せつ支援加算(Ⅰ)…10単位／月

以下の要件を満たすこと

- ① 排泄に介護を要する入所者ごとに、医師または医師と連携した看護師が入所時から3カ月に一回要介護状態の軽減の評価を行い、その評価を厚生労働省に提出し、排泄支援にあたって当該情報等を活用している。
- ② ①の軽減が見込まれる入所者に対して医師・看護師・介護支援専門員が共同で分析、支援計画を作成する。
- ③ 3月に1回、支援計画を見直すこと。

・排せつ支援加算(Ⅱ)…15単位／月

排泄支援加算加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、

- ① 施設入所時等と比較して、排尿・排便状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。
- ② 又はオムツ有りから使用無しに改善している。
- ③ 又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと

・排せつ支援加算(Ⅲ)…20単位／月

排泄支援加算加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、

- ① 施設入所時等と比較して、排尿・排便状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。場合、もしくはオムツ有りから使用無しに改善している。
- ② 又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと
- ③ かつ、おむつ使用ありからなしに改善していること

・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)…3単位／月

以下の要件を満たすこと

- ア. 入所者ごとに、施設入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価を行い、その後少なくとも3月に1回評価し、その結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。
- イ. ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがある入所者ごとに、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員その他の職種が共同して褥瘡ケア計画を作成していること。

ウ. 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理内容や入所者の状態について定期的に記録する。

エ. 計画を3月に一回見直していること。

・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)…13単位／月

加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

・再入所時栄養連携加算…200単位／月

施設の利用者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養ケア計画の原案を作成する。入所者1人につき1回を限度として算定する。

※厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者に限る。

※1単位につき 10.54 円をかけて料金を算出致します。利用日数により多少差額が生じますのでご了承ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事(お酒を含みます)

a ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

b おやつ代・・・130 円

負担限度額認定で第1段階から第3段階の方についてはおやつ代として1日に130 円(1カ月単位での計算になります)を負担して頂きます。

② 理髪・美容サービス

ご希望に応じて理・美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪等)をご利用いただけます。

③ 医療費及び薬剤費一部負担金

④ 各種証明書代発行代(1枚10円)

⑤ 利用料口座引落手数料(1ヶ月165円)

⑥ 入院準備品

医療機関への入院に必要な入院準備品を施設側に依頼した場合は、相当分の実費を支払うものとします。

⑦ レクリエーション、余暇活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

※主なレクリエーション行事予定（例）

施設行事	各ユニットイベント	備考
4月	4月 各ユニット行事	
5月	5月 各ユニット行事	
6月	6月 各ユニット行事	
7月	7月 各ユニット行事	
8月 納涼祭	8月 各ユニット行事	
9月 敬老会	9月 各ユニット行事	
10月	10月 各ユニット行事	
11月 文化祭	11月 各ユニット行事	
12月	12月 各ユニット行事	
1月 新年会	1月 各ユニット行事	
2月	2月 各ユニット行事	
3月	3月 各ユニット行事	
	※ユニットイベントについては随時実施予定	

⑧ 閲覧物

ご契約者は、下記の書類を閲覧できます。ただし、これ以外にも閲覧できますのでお申し出ください。

事業報告書・事業計画書・収支予算書・収支決算書・サービス提供内容・その他の記録

⑨ 複写物の交付（1枚につき10円）

ご契約者は複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

複写物の使用先に関して、確認する場合がございます。

⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません）

⑪ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として、ご契約者の要介護度に応じた料金の10割分を頂戴致します

⑫ 事務費（50円／1日）

事務手数料や受診の際の送迎にかかわる費用をご負担いただきます。

上記金額につきまして、介護報酬単価の見直しや当事業所の体制に変更があった場合など、お支払い料金に変更が場合には、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明致します

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振込み

<指定口座>

千葉銀行 印西支店 普通 3 4 5 7 4 3 0

社会福祉法人六親会 特別養護老人ホームプレーグ船橋

施設長 清水 ゆり恵

(シャカイフクシホウジンリクシンカイ トクハツヨウゴロウジンホームプレーグフナバシ シセツショウ シミズユリエ)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

<ご利用できる金融機関>

都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行、信用銀行、信用組合、農業組合
農業協同組合、労働金庫 (ゆうちょ銀行は利用できません)

☆ 上記ア、イ共、手数料はご利用者の負担とさせていただきます

(4) 入所中の医療提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

※以下のリストに記載された医療機関以外を利用される場合は、ご家族に送迎をお願いする場合があります。

医療機関

医療機関の名称	千葉徳洲会病院
電話番号	047-466-7111
所在地	千葉県船橋市高根台 2-11-1
診療科	内科、外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、その他 計 23 科

医療機関の名称	東船橋病院
電話番号	047-468-0011
所在地	千葉県船橋市高根台 4-29-1
診療科	整形外科、内科、外科、リハ科、神経内科、その他 計 11 科

医療機関の名称	船橋北病院
電話番号	047 - 488 - 2135
所在地	千葉県船橋市金堀町 521-36
診療科	精神科

名称	船橋歯科医師会
電話番号	047-424-4855
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護（守秘義務等）に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

・以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（契約書第 18 条参照）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養院に入院した場合

※当施設入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は以下の通りです

①入院期間中の利用料について

(7日以内)

- ・外泊時加算として1日につき 246単位
- ・居室代(負担限度相当額)

(7日以降)

- ・居室代(全額:2,536円)

②3カ月以内の退院が見込めない場合

3カ月以内の退院が見込めない場合には、契約を解除する場合があります。この場合に、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人(契約書第20条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)

[職名] 介護支援専門員

[氏名] 太田 理人

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

TEL 047-410-8611 (代表)

Fax 047-457-2207

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 福祉政策課	所在地 千葉県船橋市湊町 2-10-25 電話番号 047-436-2383・FAX 047-436-2409 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428・FAX 043-254-7401 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内 電話番号 043-246-0294・FAX 043-246-0298 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

9. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	実施あり
認証取得年月日	2004 年 3 月 24 日
認証番号	A J A E U / 19 / 14791
I S O 認証機関名	AJA Europe Ltd.
評価結果の開示状況	施設入口に掲示

※ 必ず定期審査を 1 年に 1 回、更新審査を 3 年に 1 回実施しなければ更新できない。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 六親会
特別養護老人ホームプレーグ船橋

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏 名 印

代筆者住所 代筆者 印